

「島根県衛生管理アドバイザー派遣事業」及び 「島根県HACCPアドバイザー派遣事業」公募要領

1 事業の目的

島根県内の食品事業者（以下「事業者」という。）が抱えている衛生管理の諸課題に対し、公益財団法人島根県環境保健公社（以下、「環保公」という。）が委託した島根県衛生管理アドバイザー（以下「衛生管理アドバイザー」という。）及び島根県HACCPアドバイザー（以下「HACCPアドバイザー」という。）が食品製造施設等を訪問し、基本的な衛生管理からコーデックスHACCP導入支援まで、事業主の要望に応じたアドバイスをを行い、衛生管理及び品質管理向上を図ることを目的とする。

2 対象とする事業者

(1) 衛生管理アドバイザーの派遣対象

以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 島根県内で食品を製造又は加工している食品事業者
- ② 現在は食品の製造・加工を行っていないが、今後、事業を行う見込みのある者

(2) HACCPアドバイザーの派遣対象

以下の全てに該当するものとする。

- ① 島根県内で食品を製造又は加工している食品事業者
- ② 「HACCPシステムについて相当程度の知識を持つと認められる者」（平成9年2月3日付け衛食第31号・衛乳第36号、厚生省生活衛生局食品保健・乳肉衛生課長連盟通知）の要件を満たす研修を受講済みの食品事業者
- ③ コーデックスHACCPの導入を目指す食品事業者

3 委託する業務

(1) 衛生管理アドバイザーの委託業務

- ① 相談を受けた事業者に対し、当該製造施設等（事業所）を訪問し、食品衛生に関する相談や一般衛生管理マニュアル作成支援等のHACCP導入に関する必要な助言・支援を行う。
- ② 1事業所あたりの派遣回数は原則2回までとする。

(2) HACCPアドバイザーの委託業務

- ① コーデックスHACCP導入に取り組もうとする事業者に対し、事業者の求める支援内容に応じた適切な助言（当該製造施設等（事業所）を訪問し現場確認（検証）、又はHACCPプラン作成支援等）を行う。
- ② HACCP関連書類の作成支援については、一部オンラインでの対応も可とする。
- ③ 1事業所あたりの派遣回数は原則4回までとする。
- ④ 1事業所からの複数年度にわたる継続申込は、原則受け付けない。

4 委託業務費

(1) 衛生管理アドバイザーの委託業務費

- ① 委託業務費として、報酬及び旅費（移動に伴う経費）を支給する。
- ② 報酬は、事業所への訪問活動に対し、1回あたり半日の活動とし、15,000円（税込み）を支給する。半日とは4時間以内の活動をいう。
- ③ 移動は原則自家用車を使用するものとし、37円/km（税込み）を支給する。
- ④ 委託事業費は、毎月の業務報告に基づき、翌月末までに支払う。

(2) HACCPアドバイザーの委託業務費

- ① 委託業務費として、報酬及び旅費（移動に伴う経費）を支給する。
- ② 報酬は、事業所への訪問活動に対し、1回あたり半日の活動とし、30,000円（税込み）を支給する。半日とは4時間程度の活動をいう。
- ③ 移動は原則自家用車を使用するものとし、37円/km（税込み）を支給する。
- ④ 委託事業費は、毎月の業務報告に基づき、翌月末までに支払う。

(3) 委託業務実施期間

この委託業務は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

5 応募方法

(1) 次の書類を、持参もしくは郵送又は宅配便にて、1部提出する。

① 衛生管理アドバイザー

- ア 衛生管理アドバイザー派遣事業応募申請書（別添様式-1）
- イ 要領6（2）～（5）に該当することを誓約する書面（別添様式-2）

② HACCPアドバイザー及び衛生管理アドバイザー

- ア 衛生管理アドバイザー派遣事業及びHACCPアドバイザー派遣事業応募申請書（別添様式-3）
- イ 要領6（2）～（5）に該当することを誓約する書面（別添様式-4）

(2) 提出期限 随時

(3) スケジュール

内容	日程
公募	令和7年4月～
審査・採択決定・委託先候補者への通知	随時
委託契約締結・事業開始	随時

6 応募者の資格

衛生管理アドバイザー派遣事業への応募資格は、次の（1）～（6）まで全ての事項に該当する者であること。またHACCPアドバイザー派遣事業への応募資格は、次の（1）～（7）まで全ての事項に該当する者であること。

- (1) 県内に事業所・住所を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は個人であること。法人が募集する場合は、衛生管理アドバイザー予定者を明確にすること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、申請日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) HACCPの導入等食品衛生に関する助言・支援の業務に3年以上従事した経験を有していること。又はこれと同等以上の食品衛生に関する知識を有すると認められる者。
- (7) HACCPアドバイザーは、コーデックスHACCP、JFS-B、JFS-C、ISO22000、FSSC22000等の認証取得コンサルタントの業務経験を有する者であること。

7 委託者の選定方法

委託業務は公募に応じたものの中から、環保公が設置する審査会により委託者を選定する。

8 審査

(1) 審査の方法

- ①前記5(1)①ア又は②アの申請書について、環保公内に設置する審査会にて審査を行う。
- ②審査にあたり、事前に環保公職員をもって、応募申請内容を確認するための聞き取りをすることがある。
- ③審査会は、非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- ④審査の結果、審査基準に達している応募者を選定する。

(2) 審査基準

委員会は、以下の事項について審査する。

- ①本要領6で定められている応募者の資格があるか。
- ②その他、委託業務遂行に必要な事項。

(3) 結果の通知

選定の結果については、応募者に対して文書で通知する。

なお、結果についての異議申し立ては受理しない。

9 申請の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が申請したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約形態

(1) 契約の締結

委託先候補者と委託契約を行う。

(2) 業務報告

別に定める業務報告書（月報）を行う。

(3) 契約金額の支払い

本要領4により支払う。

(4) その他契約条件

委託候補者との協議事項とする。

11 その他留意事項

- (1) 環保公は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は環保公職員が事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 委託事業後、国の会計検査院等の実地検査がある場合がある。その場合は真摯な対応を行うこと。

12 申請書の提出先

〒690-0012 島根県松江市古志原一丁目4番6号

公益財団法人島根県環境保健公社 環境事業部環境事業推進課

TEL：0852-24-0207